# 茨木ショッピングタウン (イオン新茨木店) 【変更】

第2回茨木市大規模小売店舗立地審議会 令和2年2月20日 茨木市産業環境部商工労政課

# 届出の概要

届出条項法	法第6条第2項(変更)
店舗名称	茨木ショッピングタウン (イオン新茨木店)
所在地	茨木市中津町825番地 他
用途地域	近隣商業地域
届出年月日	令和元年7月24日
変更年月日	令和2年3月25日
設置者	イオンリテール株式会社 有限会社タツミ商事
小売業者	イオンリテール株式会社 他
店舗面積	12, 000m²

位置図

#### 拡大図

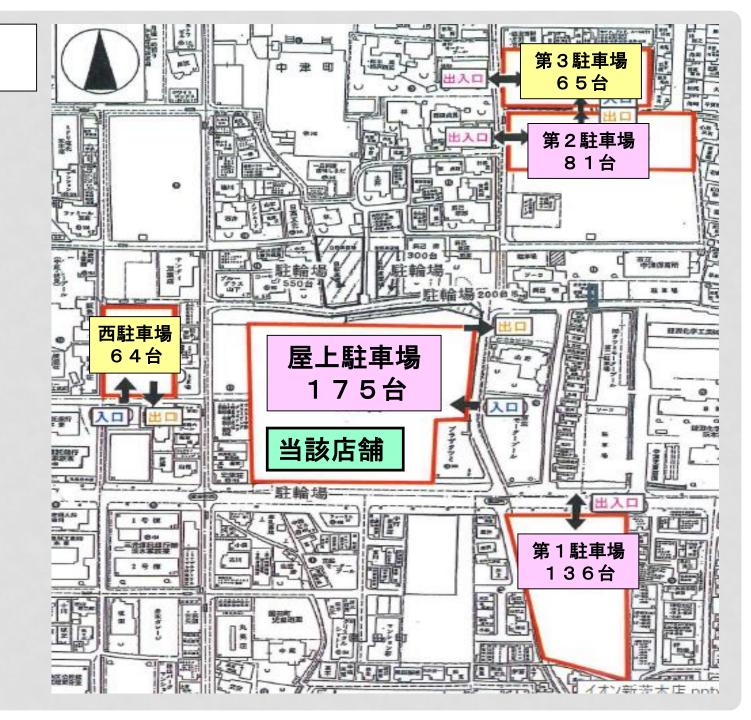




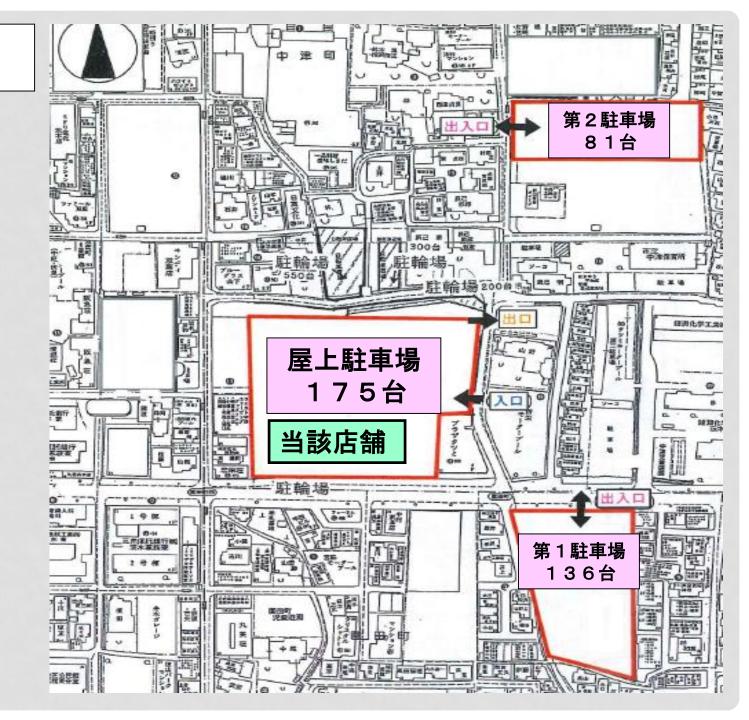
# 変更しようとする事項

- ①駐車場の位置及び収容台数
  - (変更前) 収容台数 521台
  - (変更後) 収容台数 392台
    - ※位置の変更については図面参照
- ②駐車場の出入口の数及び位置
  - (変更前) 出入口の数 9箇所
  - (変更後) 出入口の数 4箇所
    - ※位置の変更については図面参照
- 口住民説明会 令和元年9月6日開催 11名出席

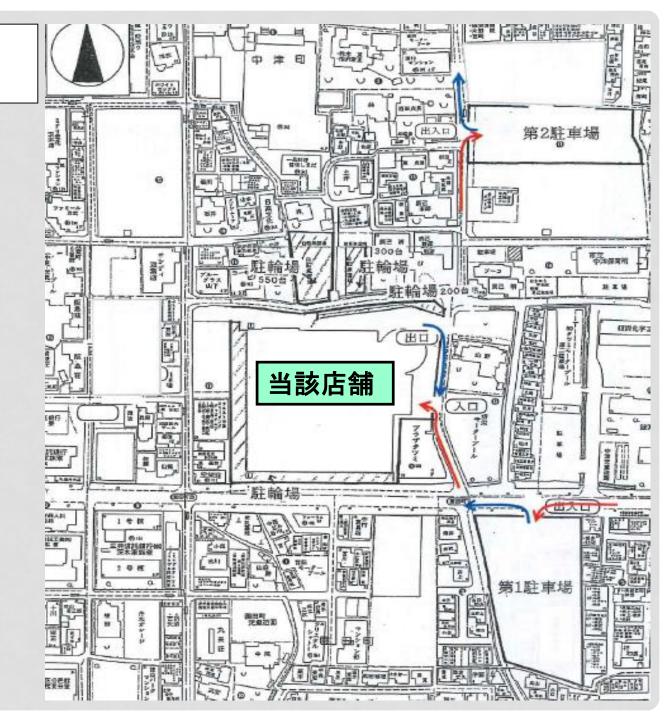
変更前



変更後



#### 来退店経路図

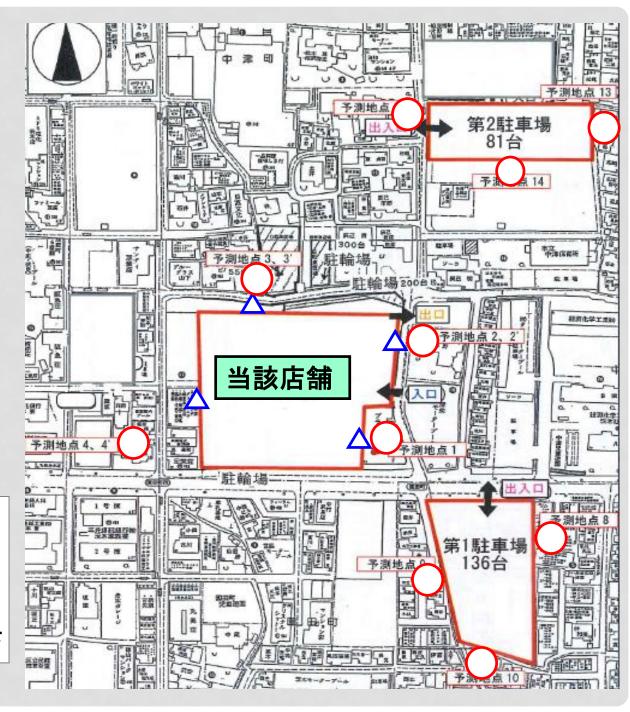


#### 騒音予測

○:総合的な予測 (平均値)△:発生源毎の予測(最大値)

<u>予測結果</u>

全ての地点において基準値以下

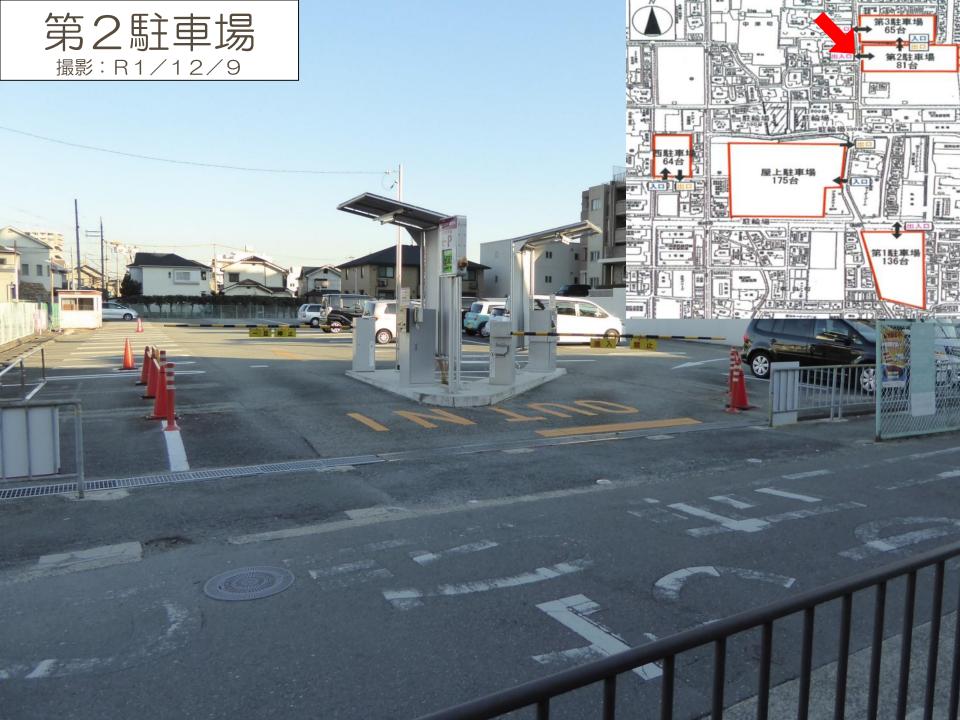


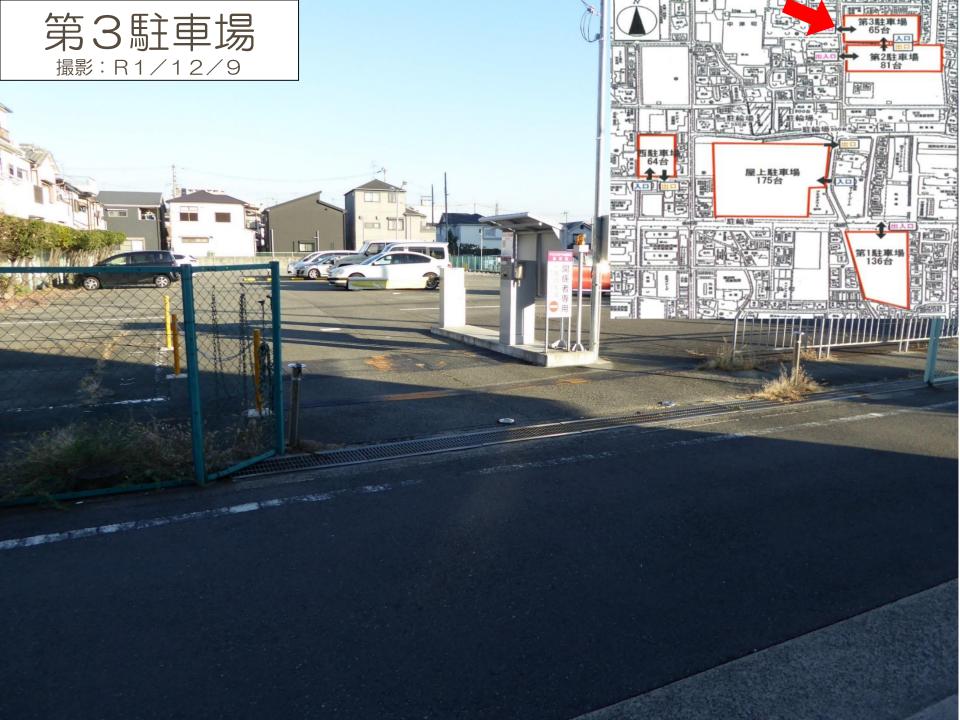


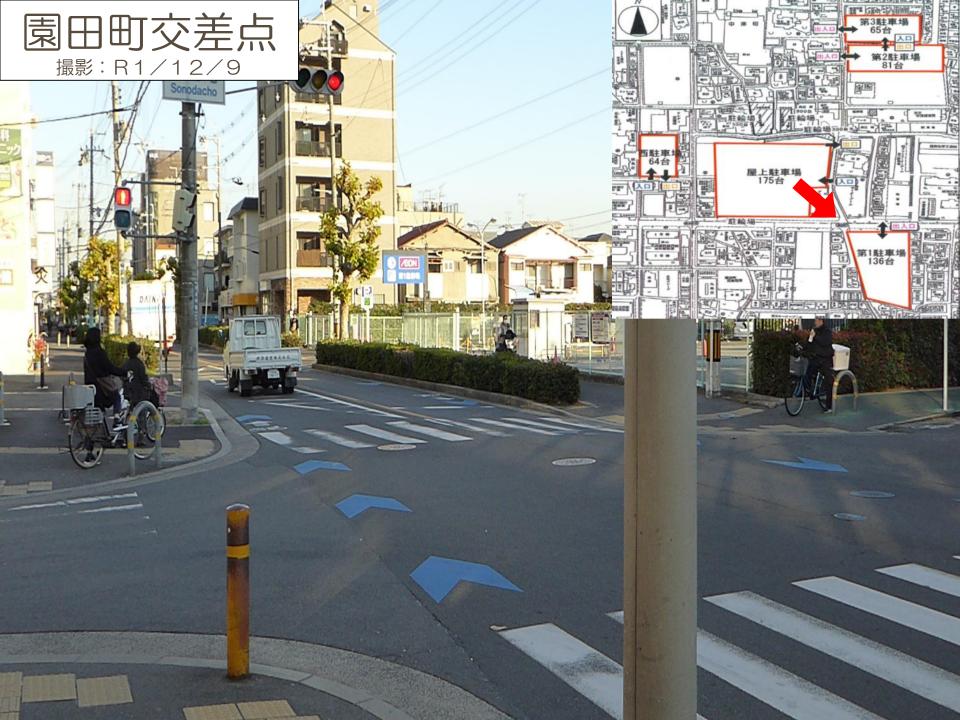












住民意見

### 縦覧期間

令和元年8月2日から令和元年12月2日まで

### 住民意見 提出件数

1件

### 意見の概要

#### 〇住民意見(提出件数 1件)

- ・第三駐車場と西駐車場が廃止になることにより、屋上駐車場がこれまで以上に満車になることが想定され、道路渋滞が発生することが懸念されるため、第一駐車場への誘導等の渋滞対策が必要である。
- 第三駐車場と西駐車場を廃止した後の用途は、待機児童が 多いエリアであるため、こども園等の子育て施設を検討し てほしい。

#### 意見

・ 第三駐車場と西駐車場が廃止になることに よ り、屋上駐車場がこれまで以上に満車になるこ とが増えることが想定され、道路渋滞が発生す ることを懸念する。

平田方面から来た車が屋上駐車場に停めるためには右折する必要があるが、右折レーンがないため、屋上駐車場待ちが発生していると右折待ちで渋滞になってしまう。(今は西駐車場があるので、次の信号で曲がる代替手段がある。)

第一駐車場入口の看板に屋上駐車場の状態を 表示し、第一駐車場に誘導する等の渋滞対策が 必要である。

第三駐車場と西駐車場を廃止した後の用途は、 待機児童が多いエリアなので、こども園等の子 育て施設を検討してほしい。

#### 回答(対応)

屋上駐車場の入庫処理能力には余裕があり、必要な駐車待ちスペースも確保しています。

屋上駐車場入口からは第二駐車場への誘導が 円滑で適切であると考えており、先行して誘導 します。

万一、屋上駐車場、第二駐車場とも満車になる場合、交通整理員を配置し第一駐車場へ誘導します。

第三駐車場は、当面、従業員用駐車場として 使用する計画です。

西駐車場の用途は、土地所有者(大規模小売 店舗設置者と異なる)が計画中です。